

平城第 406 次 平城宮第二次大極殿院東方官衙地区の調査

独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所都城発掘調査部

1. はじめに

平城宮には、元日の朝賀や天皇の即位式などの国家的儀式をおこなう大極殿院と、儀式や政務をおこなう朝堂院によって構成される中枢部が 2 つあり（第一次大極殿院・第一次朝堂院 / 第二次大極殿院・第二次朝堂院）その周囲には二官八省とその被管官司などが配置されていました。また、宮の東辺の一部分は東に張り出し、その南半部は大規模な庭園施設を設けた東院（東宮）と呼ばれる地域も存在していました。

これまでに、ひとつの区画としてまとめた官衙（役所）の遺構状況が明らかにされたなかで、具体的な官司名がほぼ確実にわかった事例は、平城宮西方の馬寮、第二次朝集殿院の南に対として造営された兵部省と式部省、その東の神祇官です。そのほかのものには、西宮（第一次大極殿院地区）の北方に造営された区画を大膳職、第二次大極殿院の東外郭に確認された区画を宮内省と考えていますが、それは推測の域をでていません。平城宮の発掘調査では、官衙の区画規模や建物配置は判明しても、その場所がどういった機能をもつ場所であったかは、不明の点が多いのが実情です。

2. 調査地周辺の発掘調査

さて、今回の調査地は、第二次大極殿院と東院に挟まれた地域です。調査地の西と第二次大極殿院との間には、大極殿院東外郭に宮内省と推定されている南北 90m、東西 50m の区画があります。北側には、遺構展示館として整備されている官衙施設（磚積官衙）や、造酒司とほぼ断定してもよい区画も確認されています。

第二次大極殿院と東院とに挟まれた地域（第二次大極殿院東方官衙地区）でのこれまでの発掘調査では、今回の調査地の北で東西両端が南折する築地塀（SC11500）と、その築地塀の外側に平城宮の基幹排水路（SD2700、SD3410）を検出しており（第 22 次調査・第 154 次調査）東と西の両側をこれらの水路で挟まれた空間に築地塀で囲まれた官衙施設が存在すると想定されていました。第 154 次調査では、築地塀（SC11500）は基底部分が 5 ～ 6 尺内外であったこと、築地塀の中央には出入り口が設けられていたことを確認しているほか、その築地塀の 10 尺南側には、12 尺等間で東西に並ぶ柱穴列を検出し、桁行 5 間の東西棟建物が対称位置に並ぶものと推定しています（SB11540、SB11550）。

また、この想定官衙施設の西側を南に流れる基幹排水路（SD2700）については、宮南辺の調査では確認されておらず、東方官衙地区のいずれかの地点で曲折するものと考えられています。

3. 調査の経緯と発掘調査計画

以上のような背景から都城発掘調査部では、一部は調査をおこなっている東方官衙地区について、今後数年にわたって発掘調査をおこなうことを計画しました。調査は、本地区一帯の遺構配置の概要を把握することを目的として、幅 6 m を基調とする試掘的調査区を縦横におよぼす計画です。また、埋蔵文化財センター遺跡・調査技術研究室との共同による地下探査の成果も参考としつつ、調査をおこないます。今回の調査はその初回にあたり、南北 115m、東西 101m の調査区を設定しました（両調査区の面積は 1,296 m²）。調査は 2007 年 1 月 9 日より人力掘削を開始し、現在も継続中です。

4. 調査の目的

本調査の目的は、大きく 2 点をあげることができます。

まず、第 154 次調査で確認された東西築地塀 SC11500 と一連となる築地塀の南限を検出し、この官衙の南北長を明らかにすること。次に、宮内省と推定される区画をもつ、第二次大極殿院東外郭の南方における官衙施設の存否を確認することです。

5. 調査の成果

（1）調査地で判明した官衙区画の概要

発掘調査の結果、基幹排水路（SD2700）の東側には、東西 50m、南北 120m 以上の区画が存在していることが明らかになりました。またこの区画は北限にあたる築地塀 SC11500 から南側 50m の位置に東西築地塀が確認され、南北に細長い区画を 2 つに分けてこの空間を利用していたようです。この区画を便宜的に、「官衙区画 A」と呼び、さらに間仕切りとなる築地塀よりも北側は「官衙区画 A-北」、南側は「官衙区画 A-南」と呼びます。

また、基幹排水路（SD2700）の西側、第二次大極殿院東外郭に挟まれた場所は、従来は時期が不確定な小規模仮設建物の建設地や宮内の通路として理解されていましたが、東外郭の南方にあたる今回の調査区では、基幹排水路に近接して東側と西側とに庇を付けた大型基壇南北棟建物が検出され、基幹排水路と第二次朝堂院に挟まれた空間に官衙区画が営まれていたことが確認できました。この区画を便宜的に、「官衙区画 B」と呼びます。

（2）官衙区画 A-北で検出した遺構

この区画のなかでは、南北に平行して並ぶ東西棟建物（2 棟）を検出しました。また、過去におこなわれた第 154 次調査では、確認された柱穴列を建物の一部分として理解していましたが、今回の調査でその理解を修正する必要が生じてきました。

SB11540、SB11550 の再検討：第 154 次調査では、築地塀 SC11500 の南で確認された 12 尺等間の東西柱穴列は、礎石建物の北側柱としていましたが、今回の調査では、その南に対応する柱穴を確認することができませんでした。この部分は遺構検出面の高低差もほとんどなく、削平は受けていないものと考えられることから、東西築地塀 SC11500 の南の柱穴は築地塀とセットとして造作された施設の柱穴列だと理解することができます。ただし、東西築地塀にはその南に雨落溝が確認されていることから、当初この区画施設は築地塀として造作され、ある段階で築地回廊として改作されたものと想定することができます。

掘立柱建物 1：梁行 1 間、桁行 2 間以上の東西棟建物です。梁行、桁行ともに、柱間は 3 m（10 尺）。南側には、こぶし大の玉石を列状に並べた見切りの縁石が存在しています。

礎石建物 2：梁行 2 間、桁行 2 間以上で、北面に庇を付けた東西棟建物です。柱間は、梁行 2.25 m（7.5 尺）、桁行 3.6 m（12 尺）。北の側柱から庇までの柱間は 2.1 m（7 尺）。建物北側におのみ雨落溝が残存しています。

（3）官衙区画 A をふたつに区分する遺構

東西築地塀 1：第 154 次調査で検出した築地塀 SC11500 から南に 45m の位置に確認された東西築地塀です。基壇を凝灰岩で外装しています。築地塀の南北両側には、大量の落下瓦が散在しています。築地基底部分は雨落溝が落下瓦に覆われているため詳細は不明ですが、おおむね 1.5 m（5 尺）内外。当該官衙を二つに区分する間仕切りとして機能した築地塀です。

(4) 官衛区画 A 南で検出した遺構

この区画は、南の限りは調査区外にありますが、南北長は 70m を超えます。区画内には、北端に大型の基壇建物が存在し、その南側には桁行 10 間以上の長大な南北棟基壇建物を対称に配置するもので、この区画の性格は、正殿としての大型建物の東西規模の判明をまって検討する必要があります。

大型礎石建物 3：南北トレンチほぼ中央部で確認した基壇建物。基壇縁を凝灰岩切石で外装しています。基壇は南半を中心に大きく削平されていますが、一部土壇状高まりとして遺存しており、基壇の北側および東南隅で、1 辺約 50 cm の敷石が残存しています。基壇の東西長は不明ですが、区画中軸線で折り返した場合は東西約 29m となります。基壇外装等の痕跡から判断する南北長は約 18.7m。基壇高は 80 cm を超える大きなものです。基壇上面に柱穴は確認できませんでした。

礎石建物 4：梁行 2 間、桁行 10 間以上の南北棟基壇建物。北縁、西縁については凝灰岩切石で外装しています。柱間は桁行 2.7m (9 尺)。基壇の東西幅は約 10.9m。北側には基壇縁辺部に沿って L 字形に礫や瓦を詰め込んで地固めをした状況が確認され、その西北隅部には凝灰岩切石が残存していることから、後に約 7 m 基壇を拡張したものと考えられます。

南北築地塀 2：東西トレンチ東端部で検出した南北築地塀。官衛区画の東の限りとなります。上面には、寄柱もしくは添柱と思われる柱間 1.8m (6 尺) で南北に並ぶ 3 穴が確認されました。築地基底部分は削平されているためその幅は不詳。154 次調査で確認された築地塀 SC11500 と対応するとみられます。

南北溝 1：礎石建物 4 の東側、南北築地塀 2 との間に存在する南北溝。溝幅は約 3m。礎石建物 4 の東雨落溝と南北築地塀 2 の西雨落溝としての機能を兼備しています。大量の土器片、瓦片、炭化物が含まれていました。

礎石建物 5：東西トレンチのほぼ中央部で検出した南北棟基壇建物。当該官衛において、礎石建物 4 と対称位置に存在しています。基壇東西幅は約 10m。ただし柱穴は確認できないため、大きな削平を受けているものと考えられます。

南北築地塀 3：礎石建物 5 の西側で検出した南北築地塀。当該官衛の西の限りとなります。築地基底部分は 5 ~ 6 尺。南北築地塀 2 および 154 次調査で確認された築地塀 SC11500 と対応しています。

南北溝 2：礎石建物 5 と南北築地塀 3 の間に存在する南北溝。溝幅は約 3.5m。礎石建物 5 と南北築地塀 3 の雨落溝としての機能を兼備しています。埋土と出土遺物が、南北溝 1 と南北築地塀 2 ・礎石建物 4 との関係と酷似しています。

(5) 官衛区画 A と B との間にある遺構

ふたつの官衛に挟まれた箇所、東方官衛地区のいずれかの地点で曲折すると考えられる基幹排水路 (SD2700) を今回の調査地でも確認しました。この溝を便宜的に南北大溝 3 と呼びます。

南北大溝 3：平城宮の基幹排水路で、今回調査した箇所では、最上層の溝幅は約 3.7m。深さは約 0.6m です。この大溝は第 154 次調査で、内裏地区の東を南から第 154 次調査区南端までの約 340m 分が確認されていましたが、今回の調査ではさらに約 120m 南下しても流れていることが判明しました。溝は大きく 3 層の堆積層があり、西岸には杭による護岸が残存しています。

(6) 官衛区画 B で検出した遺構

基幹排水路 (SD2700) の西側、第二次大極殿院東外郭に挟まれた場所では、従来は時期が不確定な小規模仮設建物の建設地や宮内の通路として理解されていましたが、東外郭の南方にあたる今回の調査区では、基幹排水路に近接して東側と西側とに庇を付けた大型基壇南北棟建物が検出され、基幹排水路と第二次朝堂院に挟まれた空間に官衛施設が営まれていたことを確認しました。この区画には、上記の建物のほか、礎石列がふたつ検出されています。

礎石建物 6：梁行 2 間、桁行 3 間以上の東西両庇付きの大型南北棟基壇建物。柱間は梁行 2m (6.5 尺)、桁行 3m (10 尺)。側柱から庇までの柱間は 2.1m (7 尺)。基壇の東西幅は約 10.2m です。

礎石列 1：南北方向に 3m (10 尺) 間隔で配られた石を 2 石確認しました。天端の長径は 2 石とも 50 ~ 60cm 内外。後述する礎石建物 6 の柱筋に石の位置がそろいます。礎石建物 6 と南北大溝 3 との間に営まれた区画施設にともなう遺構あるいは、建物 6 の孫庇である可能性があります。いずれにせよ、礎石は、南北溝 1、2 の埋土と類似した炭化物を多く含む土の上に営まれており、改作にともなう施設と考えられます。

礎石列 2：礎石建物 6 の西庇柱の西方約 3 m にあります。径 40 cm ほどの比較的小型の石を、南北約 3 m の間隔で配置しています。

(7) 出土遺物

調査区全体から、瓦・土器・土製品が出土しています。築地塀の外縁部および基壇建物雨落溝では瓦が帯状に堆積しています。注目すべきものとして、礎石建物 6 の基壇上で出土した花文様の鬼瓦があります。また、この周辺からは蹄脚円面硯、細線で水波文を刻んだ緑釉の盤なども出土しています。

また、礎石建物 4 および礎石建物 5 の雨落溝 (南北溝 1、2) の炭化物層から奈良時代後半の土器が、重圏文・重弧文軒瓦などともに多量に出土し、礎石建物 4 の基壇拡張部下からも同様の土器が出土しました。

なお、南北大溝 3 (SD2700) からは、上部部の調査で多種多様な遺物が大量に出土しています。本調査でもごく一部を掘り下げたにすぎない現状ですが、墨書土器 (判読不可) を含む多量の土器などが出土し、官衛区画の性格を考える手がかりが期待されます。

3. まとめ

発掘調査の結果、第 154 次調査で北端のみが確認された官衛は、その南限は調査区外にあり、東西は約 50 m、南北は 120m を超える、平城宮のほかの官衛と比較しても大きな規模をもつ区画であることがわかりました。この区画では、北限にあたる築地塀 SC11500 から南側 50m のところで築地塀を設けて、空間を区分して利用していることが特徴です。また、礎石建物 4 の基壇の北への拡張や、第 154 次調査で検出された築地塀 SC11500 の築地回廊への改作など、少なくとも 2 時期の変遷があったことが指摘できます。

また、基幹排水路 (SD2700) の西側、第二次大極殿院東外郭に挟まれた場所にも、官衛施設が確認されたことも、もうひとつの大きな成果です。東外郭の周囲は、従来は時期が不確定な小規模仮設建物の建設地や宮内の通路として理解されていましたが、その南方にあたる今回の調査区では、基幹排水路に近接して東側と西側とに庇を付けた大型基壇南北棟建物が検出され、基幹排水路と第二次朝堂院に挟まれた空間に官衛施設が営まれていたことは間違いありません。

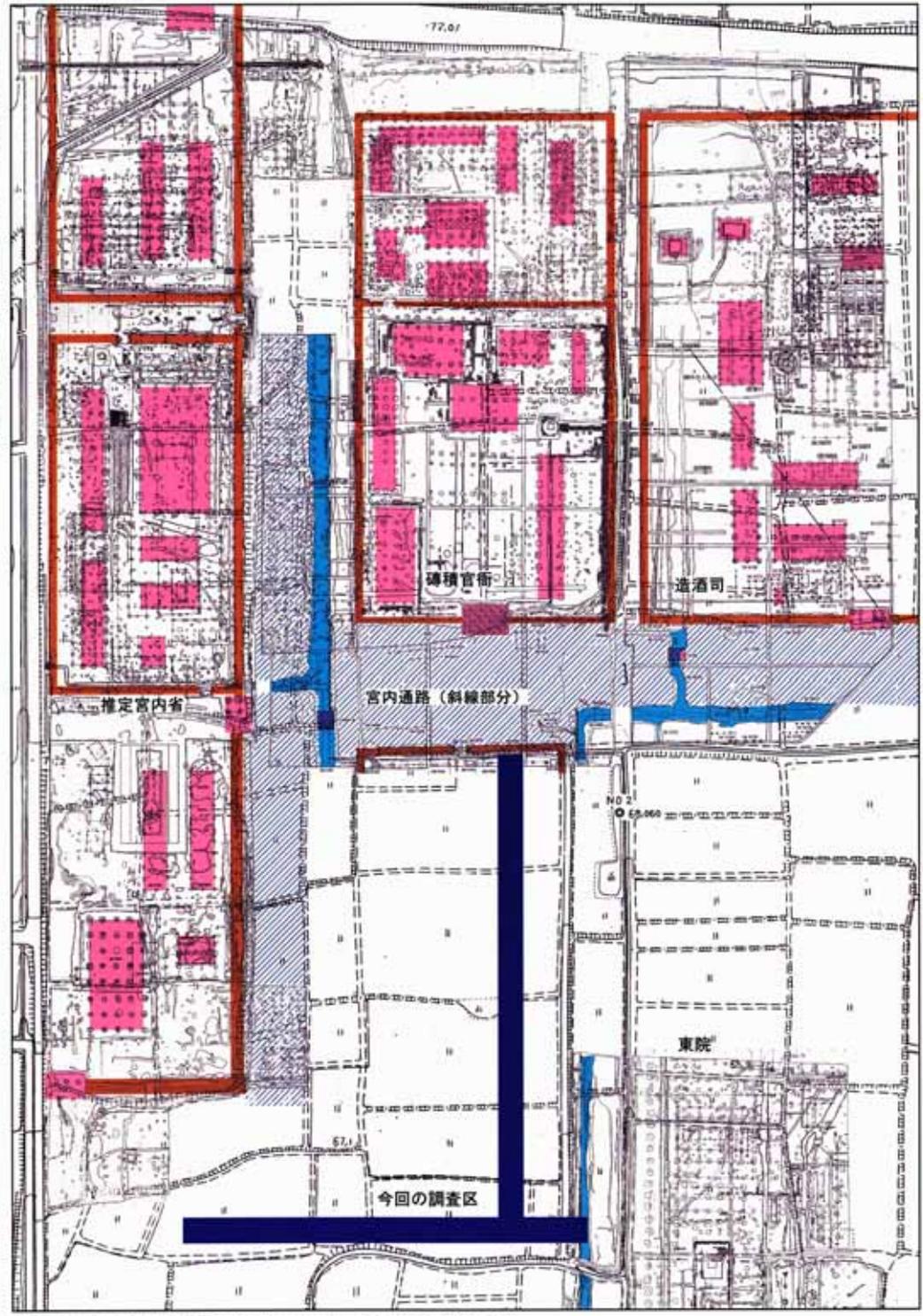
なお、東方官衛地区のいずれかの地点で曲折すると考えられる基幹排水路 (SD2700) を今回の調査地でも検出しました。今回を含めて基幹排水路を検出した場所の南北延長線上には、幅狭い水田が連なっており、旧水田畦畔には平城宮の遺構が濃厚に反映していると考えられます。この基幹排水路は第二次朝集殿院の東方までは直線的にのびているのでしょうか。

現地説明会のご案内を電子メールに切り替えております。ご希望の方は、お名前、ご住所、メールアドレスを下記アドレス宛お送りください。

E-mail アドレス hei.jo@nabunken.go.jp



平城宮の官衙区画の配置 (奈良時代後半)



今回の調査地周辺の遺構配置図 (奈良時代後半)



築地塀と築地回廊



裏松固禪考証 平安宮城復元図
出典: 古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』(角川書店, 1994)

